

食品健康影響評価に用いる平均体重の変更について
(平成 26 年 3 月 31 日 食品安全委員会決定)

1. 経緯

厚生労働省は、平成 26 年 2 月 20 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、農薬等のばく露評価に用いる平均体重を、国民平均：55.1 kg、高齢者（65 歳以上）：56.1 kg、妊婦：58.5 kg、小児（1～6 歳）：16.5 kg に変更する旨の報告がなされ、3 月 18 日の同部会から、新しい平均体重を用いてばく露評価を行っている。

2. 今後の対応方針

【総論】

- (1) 原則として、食品健康影響評価に用いる平均体重を統一する。
- (2) 上記 (1) で用いる平均体重は、厚生労働省の行うばく露評価との整合性を図る観点から、国民平均：55.1 kg、高齢者（65 歳以上）：56.1 kg、妊婦：58.5 kg、小児（1～6 歳）：16.5 kg とする。
- (3) ただし、ガイドライン等において使用する体重が指定されているものについては、それを用いることとする。

【添加物の評価における取扱い】

- (1) 「摂取量」の評価、「ヒト知見」の評価等にも適用する。

【抗菌剤の微生物学的 ADI の算出における取扱い】

- (1) VICH ガイドラインに基づき、ヒトの体重を 60kg として計算する。